

三鷹市福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福祉サービスに係る第三者評価の普及及び受審促進のため、三鷹市（以下「市」という。）が行う福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）の第三者評価受審に係る費用の助成について必要な事項を定め、もって福祉サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において福祉サービス第三者評価（以下「サービス評価」という。）とは、東京都福祉サービス評価推進機構（以下「機構」という。）の定める評価手法により、機構の定める共通評価項目に基づいて行われる評価をいう。

2 この要綱において福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）とは、機構が認証した評価実施機関をいう。

(助成の内容)

第3条 この要綱に定める助成は、予算の範囲内において、サービス評価の受審に係る費用（以下「受審費用」という。）を助成することにより行う。

2 助成金の額は、受審費用に相当する額に、別表に定めるサービス種別ごとの補助率を乗じて得た額とし、サービス種別ごとに60万円（補助率が1/2のものにあつては30万円）を上限とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 事業者は、別表に定めるサービス種別ごとに1年度につき1回、助成金の交付を申請することができるものとする。

(助成の対象者)

第4条 助成を受けることができる者は、別表に定める福祉サービスを行う事業者のうち、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) サービス評価を受審する事業所が市内にあること。
- (2) 評価機関の実施するサービス評価を受審すること。
- (3) 機構が行う評価結果の公表に同意すること。
- (4) 市が指定する評価結果の公表方法に同意すること。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、三鷹市福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) サービス評価受審契約を締結しようとする評価機関が、第2条第2項に規定するものであることを証明する書類の写し
- (2) サービス評価受審契約を締結しようとする評価機関の発行する見積書の写し

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて現地調査を行い、助成金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を適当と認めるときは、三鷹市福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知する。

3 前項の規定により助成金の交付決定を受けた事業者(以下「交付決定事業者」という。)は、助成の決定を受けた後に申請書の内容に変更があったときは、速やかに三鷹市福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付申請変更届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(サービス評価受審実績報告)

第7条 交付決定事業者は、評価機関からサービス評価の結果の報告を受けたときは、三鷹市福祉サービス第三者評価受審実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) サービス評価受審契約書の写し

(2) 評価機関の発する領収書の写し

(3) サービス評価受審結果報告書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けた者は、助成対象事業に係る収入及び支出を記載した帳簿並びに領収書を当該助成金の交付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(助成金の確定及び交付)

第8条 市長は、前条第1項の報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、助成金の交付を適当と認めるときは、三鷹市福祉サービス第三者評価受審費用助成金確定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

3 交付決定事業者は、前項の規定により、助成金の交付確定通知を受けたときは、三鷹市福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付請求書(様式第6号)により、市長に請求しなければならない。

4 市長は、前項の請求があったときは、審査のうえ、助成金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 助成金を当該助成対象事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 助成金の全部又は一部を使用しなかったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、助成金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金を交付しているときには、三鷹市福祉サービス第三者評価受審費用助成金返還命令書（様式第7号）により返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定事業者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載してある期限内に当該助成金を市長に返還しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年10月4日施行）

この要綱は、平成17年10月4日から施行する。

附 則（平成20年6月27日施行）

この要綱は、平成20年6月27日から施行する。

附 則（平成24年7月1日施行）

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成26年5月7日施行）

この要綱は、平成26年5月7日から施行する。

附 則（平成27年1月26日施行）

この要綱は、平成27年1月26日から施行する。

附 則（平成30年7月17日施行）

この要綱は、平成30年7月17日から施行し、この要綱による改正後の三鷹市福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（令和元年6月12日施行）

この要綱は、令和元年6月12日から施行し、この要綱による改正後の三鷹市福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月29日から施行し、改正後の三鷹市福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

区分	補助率	サービス種別
高齢者	10/10	認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）

	1 / 2	小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護
		看護小規模多機能型居宅介護
		居宅介護支援
		地域密着型通所介護
		認知症対応型通所介護
障がい者（児）	10/10	生活介護
		自立訓練（機能）
		自立訓練（生活）
		就労移行支援
		就労継続支援A型
		就労継続支援B型
子ども	10/10	認証保育所

様式（省略）